

速やかな技能実習制度の廃止と 外国人労働者の権利擁護が図られる受入れ制度の創設を求める総会決議

技能実習制度は、開発途上国等への技術移転等を図ることによる国際貢献を目的として、法律上も労働力の需給調整に利用されてはならないこととされているが、すでに周知の通り、そのような実態は伴っておらず、人手不足が深刻化している地域において、特に一次産業、二次産業の重要な「労働力」となっている。技能実習制度では雇用主変更が制限されているため、雇用主が重大かつ深刻な人権侵害に及んでも技能実習生が権利行使しにくいような状況にあることや、技能実習生の受入れと送出しの過程に民間団体が関与することになっていることから、これらの民間団体の多くが悪質なブローカーとして機能し、技能実習生から中間搾取してきたことから、現在に至るまで、技能実習生に対する深刻な人権侵害が繰り返し生じていて、国内外から長きにわたり批判されている。最近では、実習先や監理団体が、妊娠した技能実習生に対して、中絶するか帰国するかを迫ったり、そのような恐怖心から、出産した乳児を遺棄するなどの悲惨な事件も発生している。

また、2019年には技能実習ではない外国人労働者受入れのための在留資格として、「特定技能」が創設されたものの、技能実習による受入れは増加し続けている。また、「特定技能1号」取得者のうち約80%が技能実習からの移行である。このようなことからすると、本来廃止すべき「技能実習」が、事実上、外国人労働者受入れの端緒となっているのが現状であり、今後も、「技能実習」による外国人労働者の受入れには歯止めはかからず、ますます、制度の目的と現実が乖離していくことになることが容易に予想される。

日本労働弁護団は、これまでも繰り返し、技能実習制度の廃止を求めてきたところであるが、本年7月、法務大臣が記者会見において同制度の見直しに言及したことを受け、改めてここに、人権侵害の温床となっている同制度の廃止を強く求めるものである。

そして、現在の「特定技能」制度も、外国人労働者の権利擁護のために改善する必要がある。すなわち、同制度を、ブローカーによる労働者からの中間搾取を禁止することを前提とした制度に改善することに加え、さらに進んで、生活者として、特定技能1号であっても在留期間の上限を設けず、家族帯同を認めるなどして、外国人労働者の権利保障だけでなく、その家族の生活支援のための施策をあわせて検討することが必要である。

日本労働弁護団は、日本で働く外国人労働者が、労働者としてだけでなく、人として、また生活者として、日本において安心して暮らすことができるような受入れ制度の制定を求め、また、労働組合による組織化を支援しつつ、外国人労働者の権利擁護のためにも闘うことを誓い、ここに決議する。